

## 法務委員会 質問要旨

2015年6月2日  
民主党 階 猛

### 1. 本法案の合憲性（内閣法制局長官）

- ① 一括法案の合憲性
- ② 取調べの録音・録画制度の対象事件を限定することの合憲性
- ③ 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の対象事件を限定することの合憲性
- ④ 刑事免責制度の合憲性
- ⑤ 通信傍受の対象事件を拡大することの合憲性

### 2. 本法案の提案理由等（法務大臣、国家公安委員長）

- ① 「捜査・公判が取調べ及び供述調書に過度に依存している状況」とは具体的にいかなる状況と認識しているか
- ② 「捜査・公判が取調べ及び供述調書に過度に依存している状況」を改めるに至ったきっかけは何か
- ③ 「過度に」でなく「適度に依存」することを目指す改正なのか
- ④ 「時代に即したより機能的な」刑事手続とはどういうものか
- ⑤ 「国民からの信頼を確保」するためには、過去に冤罪を生んだ捜査機関による証拠のねつ造・隠ぺい、違法・不当な取調べなどを真摯に反省し、捜査の適正を確保する刑事手続にする必要があるのではないか

### 3. 本法案の各制度にかかる問題点（法務大臣、国家公安委員長）